

ID: 686

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	特殊消防用設備等の設置維持命令		
法令名 根拠条項	消防法 第17条の4第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第17条の4第2項の規定による。</p> <p>第17条の4</p> <p>2 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における同条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日